

京都市訓令甲第27号

会 計 室

京都市会計室長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表会計室長の項第3号中「3日以内の」を削り、同項中第41号を第43号とし、第8号から第40号までを2号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 予算の流用及び移用に関する事。

別表会計室長の項第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関する事。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)